

盛岡ひがし支援学校 いじめ防止に向けた本校の具体的取組

校内体制について【いじめ防止対策委員会】（いじめ防止対策推進法 第22条）

- ・いじめの防止等を実効的に行うために「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は校長、副校長、教務主任、学部主事、生徒指導主事、保健主事、総務部長、支援部長、養護教諭とする。
- ・PTA代表、学校評議員に対しては、いじめ防止対策に関する経過報告等を行い、重大事態発生時に招集する。
- ・役割として、①いじめ防止基本方針の策定、見直し ②いじめに関わる研修会の企画立案 ③未然防止、早期発見の取組 ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・各学部の状況報告等）⑤いじめ防止に関わる児童生徒の主体的な活動の推進を行う。



1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



2 いじめの未然防止および早期発見のために

- （1）いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒の信頼関係を築くように心がける。
 - （2）児童生徒の表情や行動の変化等、日常の観察を丁寧に行っていく。
 - （3）いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもちろん、休み時間、登下校といった学校生活全般においての児童生徒の様子に目を配るよう努める。
 - （4）遊びやふざけあいのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
 - （5）いじめの兆候に気づいたときには、教職員が速やかに予防的介入を行う。
 - （6）家庭、地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
 - （7）いじめに関するアンケート調査を児童生徒対象に年2回（7月、12月）、保護者対象に年1回（10月）実施し、結果を教職員全員で共有し、いじめが疑われる事案については早急に聴き取りなどの事実確認を行う。
 - （8）相談窓口の紹介をする。①日常のいじめ相談…全教職員対応 ②スクールカウンセラーの活用…支援部、指導部 ③地域からのいじめ相談窓口…副校長 ④インターネットを通じて行われるいじめ相談…学校または所轄警察署
- ※24時間いじめ相談電話（県教委）…0120-0-78310（無料） 019-623-7830（有料）



<早期発見にむけて・・・「変化に気づく」>

- ・日頃から担任など多くの教職員で児童生徒の様子を見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・教職員は様子に変化が感じられる児童生徒に積極的に声掛けを行い、安心感をもたせるとともに教職員間で情報を共有する。
- ・アンケート調査等を活用し、児童生徒の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童生徒との信頼関係を深める。

<相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談することの大切さを伝えていく。
- ・いじめに係わる児童生徒や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、いじめから児童生徒を守る姿勢を示しつつ対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともにいじめ防止対策委員会をとおして校内で情報を共有する。

<早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教職員が気付いた、あるいは児童生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に確認する。その際、被害者・加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題を捉える。事実関係を確認する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめることになるかということを気付かせる指導を行う。
- ・いじめの原因について聞き、その児童生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・当該の保護者に事実関係を正確に伝え、学校での指導、家庭での対応については、連携しながらすすめていく。

いじめ事案の発生

3 いじめ発生時の対応

いじめの事案発生もしくは相談があった場合には、担当副校長、当該学部主事、生徒指導主事、担任を加え、事実関係の把握、関係児童生徒・保護者への対応等についていじめ防止対策委員会を開催し、協議を行う。

(1) いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめを発見したときはその場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- イ 速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、役割分担をして問題の解決にあたる。
- ウ いじめ事案について生徒指導の範疇であるか、警察への通報を要するかを適切に判断する。
- エ 被害児童生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い事実確認をする。
- オ 再発防止のため、被害児童生徒及びその保護者に対する支援と加害児童生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- カ 被害児童生徒が学校生活に不安を抱える場合、複数の教職員での見守りや一定期間別室等において学習を行う措置を講ずる。

(2) いじめが起きた集団への対応

- ア いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- イ 学部集会等で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- ウ 全ての児童生徒が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

いじめ解消の要件

- ア いじめに係わる行為が止んでいる状態が3ヶ月継続していること。
- イ 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。



重大事態発生

4 重大事態発生時の対応（いじめ防止対策推進法 第28条）

（１） 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合 イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合 エ 精神性の疾患を発症した場合

（２） 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した場合は、速やかに学校の設置者（県教育委員会）に報告する。

（３） 重大事態の調査

- ア いじめ防止対策委員会委員、当該担任等、校長が必要と認めた委員で行う。
- イ 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の適切な専門家を加えるとともに、直接の人間関係や特別の利害関係のない第三者の参加を図り調査の公平性・中立性を確保する。
- ウ 調査においてはいじめの客観的な事実関係を明確にし、結果を学校の設置者（県教育委員会）に報告する。
- エ 被害児童生徒及びその保護者に対し、関係者の個人情報に配慮したうえで調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切に情報提供する。
- オ 被害児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- カ 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。